

2025 年 3 月 31 日

国立大学法人山口大学
総務企画部長 三浦 幹生 殿

山口大学教職員組合

書記長 森下



国立大学法人役員賠償責任保険自己負担廃止について

このことについて、聞き及ぶところによれば、学長・理事・監事など山口大学役員がこれまで 1 割負担していた「国立大学法人役員賠償責任保険」の保険料について、2 月 21 日開催の第 313 回役員会及び 3 月 4 日開催第 315 回役員会でこれを審議し、承認（議決）したとのことですが、その議決経緯等について下記のとおりお尋ねします。

記

1. 役員賠償責任保険について本学は「支払い限度額 1 億円・適用範囲全世界」で加入し、その年間保険料は 2024 年度（R6 年度）351,000 円、2025 年度（R7 年度）は年間 345,000 円とされているが、2024 年度の各役員の年間保険料負担額を提示すること。
2. 山口大学として最初に当該保険への加入を決めた時の会議名・開催月日・検討資料を提示すること。その上で、各年度の契約更新の際の審議・議決状況を提示すること。
3. 他大学のアンケート調査結果によれば、2019 年度（R 元年度）と 2023 年度（R5 年度）を比較した場合、全額法人負担としている大学が 14%から 28%と倍増していることを本学で全額法人負担化の根拠としているが、役員負担割合を 10%としている大学はいずれも半数程度であり、比率として特に増加していない。その状況のもとで個人負担を廃止する根拠を説明すること。
4. 2021 年 3 月の改正会社法施行により発足した、民間企業役員等が加入者となる「会社役員賠償責任保険（D&O 保険）」保険料の企業負担について、経済産業省は「利益相反の観点からの取締役会承認」に加えて、「社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意」もしくは「社外取締役全員の同意」を得ることを条件としている。今回の決定に際して、「社外取締役」に準ずると思われる「経営協議会学外委員」への報告・審議状況は如何か。仮に、役員会だけの審議・議決であった場合、その適法性を説明すること。
5. 国大協保険（国立大学法人総合損害保険）メニュー 3 の「役員傷害保険」について、2004 年度（平成 16 年度）以降の年間保険料及び負担者・負担額を提示すること。これについても賠償責任保険同様、審議・承認の状況を提示すること。
6. 役員賠償責任保険及び国大協保険の給付実績を提示すること。

以 上